

ふれあい福祉相談

場所 ふくしの駅（中央3-13-5）

問い合わせ ふれあい福祉相談センター
☎ 22-8986 ※祝日は休みです。

相談内容	日	時間帯
一般相談 (どんな相談でも)	毎週月～金曜	8:30～17:00
ボランティア相談 (活動希望・援助依頼等)		
自立支援・家計相談		
税金相談	毎月第1金曜	10:00～15:00
◇不動産相談	毎月第3水曜	
障害児者相談	毎月第3木曜	
保険・年金相談	毎月第4水曜	
女性相談	毎月第4金曜	
*法律相談	毎月第2金曜	

専門相談については予約制。

電話による相談も可。

◇偶数月は司法書士が応相談。

*法律相談は、月初めから受付。
無料での相談は一人1回です。

障害者虐待防止相談

場所 ふくしの駅（中央3-13-5）

問い合わせ 竹原市障害者虐待防止センター
☎ 24-6007

人権相談

- ・みんなの人権 110番 ☎ 0570-003-110
 - ・子どもの人権 110番 ☎ 0120-007-110
 - ・女性の人権ホットライン ☎ 0570-070-810
- 受付時間 平日 8時30分～17時15分

高齢者総合相談

曜日	時間・場所
月～金	8:30～17:00 (ふくしの駅)

※上記以外は転送電話にて対応します。

※介護家族相談会は新型コロナウイルス感染症
拡大防止のため今月中止となりました。

問い合わせ 地域包括支援センター ☎ 22-5494

いのちのホットライン竹原

場所 ふれあい館ひろしま（中央2-4-3）

※2/13（日）は休館

問い合わせ いのちのホットライン竹原
☎ 22-9102

出張年金相談

日時 1月12日（水）10時～15時30分

場所 人権センター1階会議室

※相談は予約制です。

※前々日の正午までに要申し込み。

申し込み・問い合わせ 呉年金事務所 ☎ 0823-22-1691

県民相談

行政関係相談、交通事故に関する相談、相続や離婚など家
族に関する相談、近隣トラブル相談などを受け付けます。

日時 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9時～17時

場所 県庁農林庁舎1階（広島市中区基町10番52号）

問い合わせ 広島県生活センター ☎ 082-223-8811

行政相談 国の行政への苦情や相談を受け付けます。

問い合わせ 入駒 智子（忠海東町）☎ 26-0235
北嵐 浩（塩町）☎ 24-6760

18歳から大人に！成年年齢引き下げに伴う若者の消費者トラブルにご注意！

【事例①】

暗号資産（仮想通貨）に興味を持ち、これについて学べるオンラインサロンの担当者から話を聞いた。学生だが、契約金は消費者金融で借入れするよう指南を受け、借りた50万円をサロンへ渡した。しかし友人がそんな話はおかしいという。

【事例②】

SNSで「コンサートグッズの購入を代行します」と書き込みがあったので依頼した。

その日のうちに指定口座へ商品代金と代行手数料を合わせて4,400円振り込んだが、商品が届かず、相手との連絡も取れなくなった。

【成年年齢が引き下げられます】

令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。

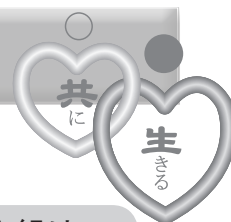
大人になると、親権者の同意なくローンや携帯電話などの契約ができるようになり、契約における未成年者の保護（未成年者取消権）がなくなります。成年に達したばかりの若者を狙う悪質業者も少なくないため、成年年齢の引き下げ後は、高校生にも消費者被害が及ぶ懸念があります。

【契約は慎重に。借金を勧める業者は要注意！】

事例①の場合、消費者金融での借入れは取り消せませんが、サロンとの取引については、その内容によりクーリング・オフなどの申し出が可能な場合もあります。また、事例②の場合は、詐欺的な取引が疑われるため、すぐに警察や振込先金融機関へご相談ください。

おかしいな、困ったなと思ったら、消費生活相談室（☎22-6965）にご相談ください。

対等な立場で協力する「協働のまちづくり」



協働とはなんだろう？

みなさんは「協働」という言葉を聞いたことがあると思います。最近では、広く日常的に使われるようになりましたが、本来どのような意味をもつのでしょうか。

本市では、「竹原市協働のまちづくり推進プラン」(以下「プラン」という。)を策定し、その中で『協働』とは、住民や市民活動団体と行政がパートナーシップを築きながら、共通の目的のためにそれぞれの得意分野を活かして、ともに知恵や汗を出し合いながら力を合わせて活動すること」と定め、協働によるまちづくりを積極的に推進しています。

協働を進めていくためには

協働の取組を進めるにあたっては、次の5つの原則があります。

- ①「**対等の原則**」お互いが対等な立場で合意形成し、それぞれの役割に応じた義務と責任を果たすこと
- ②「**自主性尊重の原則**」お互いの自主性を尊重し、自立した存在として協力すること
- ③「**相互理解の原則**」お互いの特性を理解し合い、尊重し、協力すること
- ④「**目的共有の原則**」お互いに目的を達成しようという気持ちを共有し合意形成を図りながら取り組むこと
- ⑤「**透明性の原則**」公平・公正であると同時に透明性を確保し、積極的に情報公開を行うこと

これらの5原則を踏まえ、みんなが対等であるということを前提として、一人ひとりの特性や個性を、お互いに理解し尊重しながら、目的を共有して物事を決めて実行することが大切です。

なぜ、協働のまちづくりが必要なのか？

協働のまちづくりが求められるようになった背景には、ライフスタイルや価値観の多様化により行政だけでは多様なニーズに対応することが難しくなってきたこと、少子高齢化や環境問題など喫緊の課題への対応、住民自らが地域のまちづくりに参加する意識の高まりなどがあります。

竹原市の協働のまちづくりの取組は

本市では、「プラン」の方針の一つとして「新たな地域コミュニティの充実」を重点目標に掲げ、住民自治組織(自治会などの地縁団体が連携・協力するネットワーク組織)の活動支援を行っています。

現在、市内15地区で地域の課題解決や将来像の実現に向け、住民と行政がいっしょになりまちづくりに取り組んでいます。

安心して暮らせるまちづくりに向けて

地域のことを一番よく知っているのは、住民のみなさんです。

人にはそれぞれに個性があり、得意分野や不得意分野があります。

まちづくりは、特定の人に取り組むものではなく、地域に住むみなさんが共に知恵と汗を出し合いながらまちづくりに取り組むことが安心して暮らせるまちづくりにつながります。

住民のみなさんがお互いに理解し、役割分担をしながら協働によるまちづくりを進め、安心して暮らせる住みよい地域をつくりましょう。

問い合わせ

地域づくり課協働推進係

☎ 22-7757



人権相談を実施します

差別、いじめ、いやがらせ等、人権に関する相談を受け付けます。

日時 1月19日(水) 9時から12時

場所 人権センター 1階会議室

問い合わせ

東広島竹原人権擁護委員協議会

082-423-7752

